九　空港等の設置及び管理の監督に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに地域調整官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官並びに環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）。

十～十三　（略）

2　稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、新潟空港事務所、八尾空港事務所、広島空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　（略）

（管理課の所掌事務）

第七十三条　管理課は、第六十七条第二項第一号、第二号、第三号（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）及び第四号（機械施設の工事に関するもの（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）に限る。）並びに同条第三項第一号（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）及び第二号から第四号までに掲げる事務並びに第六十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる事務をつかさどる。

2・3　（略）

（所掌事務）

第八十一条　（略）

一・二　（略）

2　大島空港出張所及び神戸空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

一～四　（略）

3　（略）

4　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、松本空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所、佐賀空港出張所及び奄美空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び前項に規定するもののほか、大島空港出張所及び神戸空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び第二項に規定するもののほか、電話による航空通信の実施に関する事務を分掌する。

5　旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、富山空港出張所、岡山空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項に規定するもののほか、神戸空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

一・二　（略）

6～9　（略）

別表第二（第六十八条関係）

空港事務所	空港事務所に置く課
（略） ［松山空港事務所］	総務課　環境・地域振興課

九　空港等の設置及び管理の監督に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官並びに環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）。

十～十三　（略）

2　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、八尾空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　（略）

（管理課の所掌事務）

第七十三条　管理課は、第六十七条第二項第一号、第二号、第三号（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）及び第四号（機械施設の工事に関するもの（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）に限る。）並びに同条第三項第一号（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）及び第二号から第四号までに掲げる事務並びに第六十九条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

2・3　（略）

（所掌事務）

第八十一条　（略）

一・二　（略）

2　大島空港出張所、神戸空港出張所及び対馬空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

一～四　（略）

3　（略）

4　花巻空港出張所、山形空港出張所、福島空港出張所、松本空港出張所、静岡空港出張所、南紀白浜空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所、佐賀空港出張所及び奄美空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び前項に規定するもののほか、大島空港出張所、神戸空港出張所及び対馬空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び第二項に規定するもののほか、電話による航空通信の実施に関する事務を分掌する。

5　旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、富山空港出張所、岡山空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項に規定するもののほか、静岡空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び前二項に規定するもののほか、神戸空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

一・二　（略）

6～9　（略）

別表第二（第六十八条関係）

空港事務所	空港事務所に置く課
（略） ［松山空港事務所］ ［宮崎空港事務所］	総務課　環境・地域振興課